

日本でした発明について、基礎となる特許出願(ダイレクト PCTを含む)を令和6年5月1日以降に行っている場合は、提出が必要です。

公益財団法人みやぎ産業振興機構 理事長 殿

令和●年●月●日

間接補助事業者 住所 〒 宮城県～
名称 株式会社●●●●●●
代表取締役 ●● ●●

提出日を記入

申請年度を記入

令和●年度 中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）間接補助金
特許出願非公開制度に関する自己確認書

令和●年度 海外出願支援事業の助成申請に係る下記特許出願の明細書等には、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（「経済安全保障推進法」、令和4年法律第43号）に定める「特定技術分野」（同法66条1項本文、同法施行令12条1項各号）に属する発明が記載されていないこと、当該特許出願が、特許庁による「一次審査」若しくは内閣府による「保全審査」の結果保全指定されなかったこと若しくは保全指定解除された出願であること、又は「外国出願事前確認の申出」により特定技術分野に属さない発明であることを確認した。

記

日本国特許出願番号： 特願●●●●●●—●●●●●●●●●●

(PCT 国際出願番号)

ダイレクト PCT 出願の場合に記入

出願日 (国際出願日)： 20●●年●月●●日

発 明 の 名 称： ●●●●●●●●

以上

(※) 経済安全保障推進法に基づく特許出願非公開制度は、令和6年5月1日以降になされる特許出願から適用されます。本様式は、日本でした発明について、基礎となる特許出願を同日以降に行うものについてご記載ください。

対象となる出願について本様式による確認がなされていない場合、当該出願についての助成申請を受理することはできません。